

社会福祉法人 光和苑 特別養護老人ホームそえだ

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光和苑 特別養護老人ホームそえだ（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1.事業所の従業者等は、事業所に短期間入所した要介護者等に、その心身の状態に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2.事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な提携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1.名称 社会福祉法人 光和苑 特別養護老人ホームそえだ
- 2.所在地 福岡県田川郡添田町大字添田 1148 の 3
- 3.連絡先 0947-82-4112

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1.管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、管理者は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

2.生活相談員 1名（社会福祉法人光和苑 特別養護老人ホームそえだと兼務）

生活相談員は、短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談助言を行う。

3.機能訓練指導員 1名（特別養護老人そえだと兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

4.看護職員 5名（特別養護老人ホームそえだと兼務）

看護職員は、利用者の健康状態を把握し健康保持のために必要な措置を講じる。

5.介護職員 20名（特別養護老人ホームそえだと兼務）

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護を行う。

6.医師 1名（特別養護老人ホームそえだと兼務）

医師は、利用者の健康状態を常に把握し健康保持のための適切な措置を講じる。

7.管理栄養士 1名（特別養護老人ホームそえだと兼務）

管理栄養士は、利用者の栄養ならびに身体の状態及び嗜好を考慮し、食事の提供に当たる。

8.調理員 5名（特別養護老人ホームそえだと兼務）

調理員は、調理に従事する。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は、（空所型）とする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び料金その他の費用の額）

第6条 1.指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとし指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおりとする。

- 内容
- ①入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話
 - ②機能訓練体制加算 ③サービス提供体制加算（Ⅰイ）H29/5～
 - ④送迎加算 ⑤介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
 - ⑥看護体制加算Ⅱ・・・平成25年4月より（H29/11～加算Ⅰはなし）
 - ⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（R1/10/1～）

利用料の額①別表の厚生労働大臣が定める基準とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

① 別表の食費、住居費（滞在費）

②前号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において、提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その者に負担させることが適当と認められる実費相当費用

3.前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、押印）を受けることとする。

（緊急時における対処方法）

第7条 1.従業者は指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともにその家族にも速やかに連絡し、管理者に報告しなければならない。

2.利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、田川市郡の区域とする。

（非常災害対策）

第9条 非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に非難、救出、その他必要な訓練を行う。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ① 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を利用する要介護者等が、サービスを受けるために施設に行くことをできる限り理解していること。
- ② 要介護者等の身体、精神状態に相応しく、その状態や希望に合ったサービスを受けるため、またサービス利用後の家族の介護負担が大きくなるように、事前にしてほしくないことや要望をできるだけ詳しく、従業者に説明すること。

(その他運営についての重要事項)

第 11 条 1.事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用時 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 継続研修年 1 回

2.従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3.従業者であったものに業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。

4.緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続きは下記の通り行います。
緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には「緊急性」「非代替性」「一時性」の原則を守り必ず利用者、家族の同意を得て実施し早期解除を目的とし必要書類の記載を行います。

5.この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 光和苑 特別養護老人ホーム事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

利用料の額

併設型介護予防短期入所生活介護費（1日当たり）

R6/4/1～

（従来型個室）

単位：円

（多床室）

単位：円

要介護区分	利用料	利用者負担額	要介護区分	利用料	利用者負担額
要支援 1	4,510	451	要支援 1	4,510	451
要支援 2	5,610	561	要支援 2	5,610	561

併設型短期入所生活介護費（1日当たり）

（従来型個室）

単位：円

要介護区分	利用料	利用者負担額
要介護 1	6,030	603
要介護 2	6,720	672
要介護 3	7,450	745
要介護 4	8,150	815
要介護 5	8,840	884

（多床室）

単位：円

要介護区分	利用料	利用者負担額
要介護 1	6,030	603
要介護 2	6,720	672
要介護 3	7,450	745
要介護 4	8,150	815
要介護 5	8,840	884

※一定以上の所得のある方はサービス費用の利用者負担が 2 割になります（H27/8～）

食費及び居住費（1日当たり）（R6/8/1～）

〔利用者負担第一段階〕

単位：円

	居住費（滞在費）	食費
従来型個室	380	300
多床室	0	

〔利用者負担第二段階〕

単位：円

	居住費（滞在費）	食費
従来型個室	480	600
多床室	430	

〔利用者負担第三段階①〕

単位：円

	居住費（滞在費）	食費
従来型個室	880	1000
多床室	430	

〔利用者負担第三段階②〕

単位：円

	居住費（滞在費）	食費
従来型個室	880	1,300
多床室	430	

〔利用者負担第四段階〕 非該当

	居住費（滞在費）	食費
従来型個室	1231	1,445
多床室	915	

(食費の配分：朝 380 円、昼 553 円、夜 512 円)

介後報酬の改定及び加算について（当施設概当項目）

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ・ 機能訓練体制加算 12 単位 | 現行 |
| ・ 送迎加算 184 単位 | 現行 |
| ・ サービス提供体制加算Ⅰイ 18 単位 | 平成 29 年 5 月より |
| ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 平成 28 年 2 月より |
| ・ 看護体制加算Ⅰ 4 単位 | 平成 25 年 4 月より |
| ・ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（R1/10/1～） | |
| ・ 介護職員処遇改善加算Ⅱ（R6/6/1～） | |